

令和4年度開設分
市川市指定地域密着型サービス事業者等公募要領

(小規模多機能型居宅介護)

令和3年9月

市川市福祉部 福祉政策課

【目 次】

1. 公募の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
2. 公募する地域密着型サービス事業及び日常生活圏域・・・・・・・・P 1
3. 応募資格の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
4. 立地要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
5. 審査（選考）方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
6. 応募手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
7. 書類の受付期間、提出場所及び提出方法について・・・・・・・・P 4
8. 質問等の受付について・・・・・・・・・・・・・・P 6
9. 補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7

【別紙資料】

1. 第 8 期介護保険事業計画 地域密着型サービス整備目標量・・・・・・・・P 9
2. 日常生活圏域における介護施設等の整備状況・・・・・・・・・・P10
3. 提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

1. 公募の趣旨

市川市では、第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、介護保険施設等の基盤整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき地域密着型サービス等の拠点を整備・運営する事業者を選定するために実施するものです。

2. 公募する地域密着型サービス事業及び日常生活圏域

公募する地域密着型サービス事業の種類及び対象圏域等については以下の通りです。

（1）地域密着型サービス事業の種類

サービス種別	整備予定数	定員	対象圏域
小規模多機能型居宅介護※1	1ヵ所	登録29人まで	市内全域

※1 単独施設、本体施設のあるサテライト型を問いません。

（2）日常生活圏域（整備状況については、別紙資料2を参照）

日常生活圏域	区域
北部	稲越、大町、大野町、柏井町、北国分、国分、曾谷、下貝塚、中国分、東国分、奉免町、堀之内、南大野、宮久保
西部	市川、市川南、大洲、大和田、国府台、新田、菅野、須和田、稲荷木、東大和田、東菅野、平田、真間
東部	鬼越、鬼高、上妙典、北方、高谷、高谷新町、高石神、田尻、中山、原木、東浜、二俣、二俣新町、北方町、南八幡、本北方、八幡、若宮
南部	相之川、新井、伊勢宿、入船、押切、欠真間、加藤新田、河原、香取、行徳駅前、幸、塩浜、塩焼、島尻、下新宿、末広、関ヶ島、高浜町、宝、千鳥町、富浜、新浜、日之出、広尾、福栄、本行徳、本塩、湊、湊新田、南行徳、妙典、下妙典

（3）整備予定年度

令和4年度(令和5年3月31日まで)

3. 応募資格の要件

応募事業者は、以下の資格要件を全て満たす法人であることが必要となります。

- （1）法人格を有している運営事業者であること。
- （2）介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び同法第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。

- (3) 市川市条例で定める下記の基準を満たしていること。
「市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（市川市条例第38号）」及び「市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（市川市条例第39号）」
- (4) 都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等の基準を満たすこと。
- (5) 事業を実施するにあたり、長期的な運営を行うことができること。
- (6) 事業を実施するにあたり、土地、建物を確実に確保できる見込みであること。
- (7) その他、関係省令・解釈通知・運営基準などの内容を十分に理解・確認のうえ、申請を行うこと。

4. 立地条件

- (1) 原則として、市街化区域であること。ただし、市街化調整区域での整備については、「市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例第5条」で定める基準を満たしていること。
- (2) 土地・建物は、本事業計画以外の目的による抵当権や、事業存続の支障となり得るような権利設定がないこと。抵当権等の権利設定がある場合、その権利の抹消が確実であること。また、賃貸の場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権等の権利設定を行うこと。
- (3) 建設予定地が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されていないか確認すること。建設予定地が当該区域の場合、又は隣接する場合は、災害を想定した設計内容、避難計画の作成等の災害対応を計画に含めること。
- (4) 設計に際し、市の建設所管等に法令制限等を相談するときは、事前に問い合わせし、確認してください。

上記の諸条件に関わらず計画地での整備が可能か、必ず市川市開発指導課、建築指導課等にご確認ください。(宅地開発事業計画相談書、結果通知書を添付していただきます。)

5. 審査（選考）方法

- (1) 市川市指定地域密着型サービス事業者等評価委員による書類審査及び意見聴取などを経て、決定いたします。審査方法は、書類審査による第1次審査、第1次審査通過者に対するヒアリング等による第2次審査を行います。
- ①第1次審査では、提出された申請書類に基づき、書類審査等を行います。
- ②第2次審査では、ヒアリング等による地域密着型サービス事業に対する考え方等を総合的に評価する審査を行います。
- ③第1次審査、第2次審査の結果は、文書で通知いたします。選考結果についての電話、文書等による問い合わせには応じないものとします。
- ④地域密着型サービス事業予定者決定後は、決定した事業者名及び公募概要を併せて公表します。(応募者の申請内容については、公表いたしません。)

(2) 審査の結果、事業予定者該当なしとする場合があります。

(3) 審査基準について

主に次の内容について審査を行います。

- ①立地について（敷地環境、周辺環境や道路の幅員、交通量、日照、騒音、隣地の状況など）
- ②事業運営に関する一般原則について（サービス提供に対する考え方、個人情報の管理、苦情・相談窓口、安全対策、非常災害対策、衛生管理など）
- ③サービスの質の向上に向けた取組みについて（職員の育成や研修、自己評価、外部評価、虐待防止、身体拘束廃止など）
- ④地域との連携について（地域住民との交流、運営推進会議の設置、医療機関との協力体制など）
- ⑤経営・運営の安定性について（利用料等の妥当性、収支計画の適正、法人における長期的な経営能力など）
- ⑥職員体制及び職員の質の向上について（職員配置の考え方、方法など）
- ⑦施設管理の安全性への配慮及び設備基準について（設備基準、日照等、施設の安全性への配慮など）

(4) その他

認知症対応型共同生活介護（令和4年度開設分公募事業）と併設で整備を行う場合は、単体での整備より優先して評価いたします。

6. 応募手続き

(1) 提出書類

- ①提出書類は、本公募要領の「提出書類一覧」のとおりとします。
- ②必要な様式類は、福祉政策課 Web サイトよりダウンロードしてください。
- ③原本を保管する必要があるもの（賃貸借契約書等）は、写しの提出とし、代表者名で次のような原本証明をしてください。

<原本証明の例>

この写しは原本と相違ないことを証明する。
年 月 日
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○○○ 実印

(2) スケジュール

日 程	内 容
令和3年9月17日(金) から 令和3年10月25日(月) まで	応募受付(申請書類の提出)
令和3年11月下旬	第1次審査(地域密着型サービス事業者等評価委員による審査会において、書類審査等を実施)
	第1次審査結果通知
令和3年12月下旬	第2次審査(第1次審査通過者によるヒアリング等を実施)
	第2次審査の結果を通知するとともに、第2次審査の結果及び整備予定事業者をWebサイトにて公表
令和4年1月以降	整備予定事業者は、指定に向けた準備
令和4年5月中旬以降	補助金交付申請→補助金交付決定 交付決定後、施工業者の入札・着工に進みます。

※上記スケジュールは補助金の利用を前提としています。

※上記スケジュールは現時点での予定であり、今後変更する場合があります。

7. 書類の受付期間、提出場所及び提出方法について

本公募への申込を希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。市にこれらの書類を提出した事業者を応募申込者とします。

(1) 受付期間及び提出場所

受付期間	提出場所及び問合せ先
令和3年 9月17日(金) から 令和3年10月25日(月) まで (土曜・日曜・祝日は除きます) 午前9時から午後4時まで(時間厳守) ※郵送による書類の受付はしませんので、予め 電話予約の上来庁願います。 ※応募する前に必ず事前連絡をしてください。	市川市八幡1丁目1番1号 市川市福祉部 福祉政策課 担 当 栗山、竹内、秋元 電 話 047(712)8546(直通) E-mail:koreishashisetsu@city.ichikawa.lg.jp

(2) 提出部数

12部(正本1部、副本(コピー可)11部)

(3) 作成上の注意

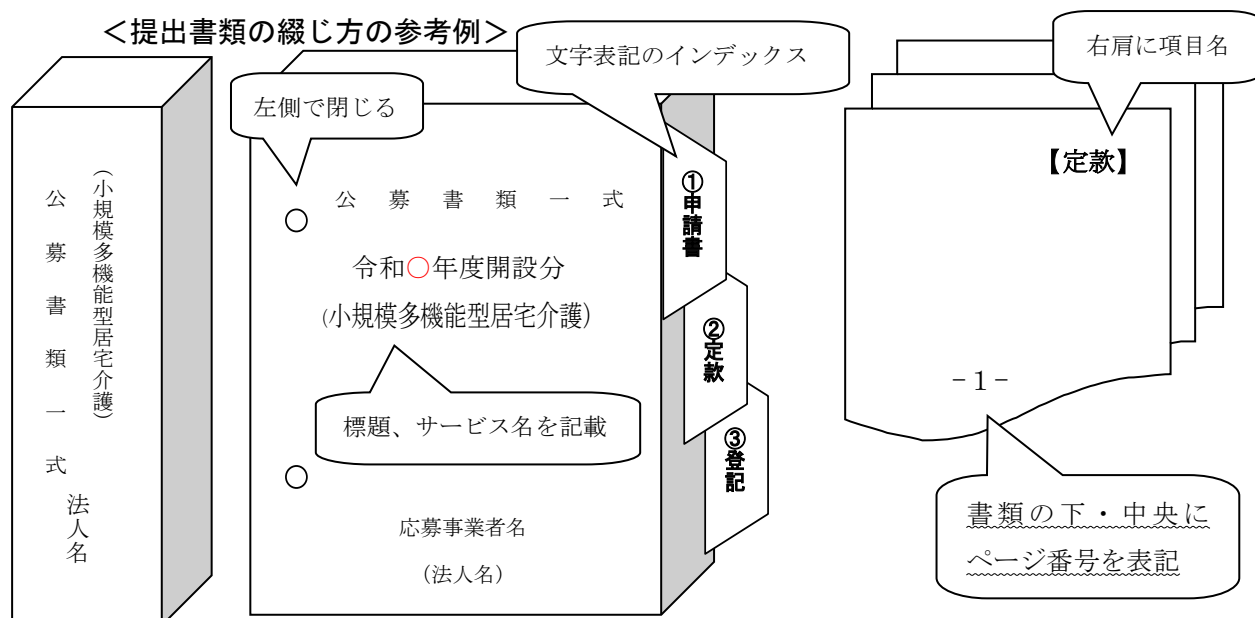
- ①直接持参し、提出してください。郵送・宅配業者等での提出方法は、受け付けません。
- ②提出書類は、原則として日本工業規格のA4版で作成し、表紙を付け左綴じとし、全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記し、書類名(略称可)が分かるように項目ごとにインデックスをつけて下さい。

③各書類には、参考例のとおり（ページの下・中央に）全体の通しページ番号を付けてください。

④文字サイズは原則10.5ポイント、横書きとしてください。

⑤一法人が複数の地域密着型サービス事業を希望する場合、提出書類等は共用といたしません。

⑥提出書類不備・不足の場合、審査の対象から除外となります。注意してください。



（４）応募に当たっての留意点

①本申込みの受付期間終了後は、事業者の都合による計画の変更や書類の差替えは原則として認めません。市が必要と判断した場合、追加資料を求める場合があります。

この事を踏まえて、提出日及び提出時間を考慮してください。

②応募に必要な書類に不足・不備等がある場合、受付することが出来ませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。

③提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

④応募にかかる費用は、すべて応募事業者の負担とします。

⑤他の応募者の計画の内容に関する問合せについては、一切応じません。

⑥本応募における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、市川市はその責任を一切負いません。

⑦提出された書類に虚偽の記載等があった場合は、選定後であっても失格とします。

⑧応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届を提出してください。

8. 質問等の受付について

(1) 受付期間

令和3年9月17日（金）から9月24日（金）午後4時まで

(2) 質問票の記載について

①質問票に要旨を簡潔にまとめ、質問事項1件ごとに作成してください。

（1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください。）

②質問票到着後、質疑内容に関し確認をさせていただく場合がありますので、市あてに送付した質問票の控えを保管しておいてください。

(3) 質問の受付方法

質問につきましては、質問票にご記入の上、下記のメールにより提出してください。これ以外の方法(電話、口頭等)での質問はご遠慮ください。

<送付先>

市川市福祉部 福祉政策課 栗山、竹内、秋元あて

E-mail : koreishashisetsu@city.ichikawa.lg.jp

(4) 質問に対する回答

受付期間中に受付けた質問については質疑回答書を作成し、10月1日（金）までに、福祉部福祉政策課 Web サイト (<http://www.city.ichikawa.lg.jp/wel01/1111000166.html>) で掲載いたします。

(5) 質問に際しての留意事項

指定基準等に係る質問内容や、国の通知(Q&A)等で確認できる内容については、原則として回答いたしませんので、ご了承ください。

9. 補助金

施設整備に係る補助金には、「千葉県介護施設等整備事業交付金」を財源とする「市川市公的介護施設等整備費補助金」及び「市川市地域密着型施設等開設準備事業等補助金」があります。ただし、この交付金は、県予算の範囲内で優先順位の高い整備計画から順に採択されるため、必ずしも採択されるものではありません。

なお、市川市では、これらの交付金の採択、不採択に関わらず、市単独補助は行いませんので、ご承知おきください。

◎地域密着型サービス等整備事業交付金（令和3年度参考）

施設の種類	補助単価	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	33,600 千円/1 施設	特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする）。
空き家を活用して認知症対応型共同生活介護施設の整備を行う場合	8,910 千円/1 施設	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

※補助金を利用した整備については「市川市補助金等交付規則」及び「市川市公的介護施設等整備費補助金交付要綱」の規定に則り整備を進めていく必要があります。市川市が行う契約手続きに準じて入札等を行うことになるため、事前に建設業者を任意に決定することはできません。

◎介護施設等の施設開設準備経費等支援事業交付金（令和3年度参考）

施設の種類	補助単価	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	839 千円×宿泊定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

※経費算定の対象期間は、当該施設開設前の6ヶ月間が上限となります。

また、「市川市補助金等交付規則」及び「市川市地域密着型施設等開設準備事業等補助金交付要綱」の規定に則り整備を進めていく必要があります。備品等の購入については市川市が行う契約手続きに準じて契約等を行っていただきます。

◎定期借地権設定のための一時金支援事業交付金（令和3年度参考）

施設の種類	補助基準	対象経費	交付率
小規模多機能型居宅介護事業所	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間または一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）。※地域の実情に合わせて普通借地権設定でも可能（別途条件あり）。	1 / 2

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

※普通借地権設定とする場合は以下の条件が付されます。

- ・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い続け得る財源が確保されていること。
- ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設運営法人が当該賃借料を長期にわたって安定的に支払い可能であると認められること。

【第8期介護保険事業計画 地域密着型サービス整備目標量】

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	施設数	—	—	—
	定員	—	—	—
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数	—	—	—
	定員数	—	—	—
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	定員	18人	27人	27人
小規模多機能型居宅介護	施設数	—	1カ所	1ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	1カ所	1ヶ所	1カ所
認知症対応型通所介護 (デイサービス)	施設数	—	—	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	—	1ヶ所	1ヶ所

別紙資料 3

提出書類一覧

No.	項目	内容	様式
1	公募申込書	・ 所定の様式	別紙様式 1
2	指定申請書	・ 所定の様式	様式第 1 号
3	事業所の指定に係る記載事項	・ 所定の様式	付表 3
4	申請者の定款等及びその登記事項証明書又は条例	・ 介護保険に関する事業を実施する旨の記載のある定款・ 寄付行為及びその登記事項証明書 ・ 条例にあつては、公報の写し	—
5	法人及び事業所の体制図	・ 法人の体制、現在運営している施設等のわかるもの	任意様式
6	代表者の経歴書	・ 氏名、職歴、介護サービス事業に関する資格がある場合は記載してください。	任意様式
7	役員名簿	・ 役員の氏名、役職、介護サービス事業に係る経歴・ 資格等がある場合はその内容を記載してください。	任意様式
8	誓約書	・ 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号又は第 115 条の 12 第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	参考様式 6
9	当該申請に係る資産の状況（財務関係書類）	・ 直近 3 ヶ年の決算書類（収支予算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録）	最新のもの
10	事業所の位置図、配置図、平面図、立面図、居室図面等	・ 事業所の平面図（用途・ 面積を明示した、A 4 版又は A 3 版のもの）及び立面図 ・ 居室図面（面積等が入っているもの） ※他のサービスと部屋等を併用する場合は色分けをしてください。	—
11	事業所の写真	・ 土地の状況がわかるもの ・ 外観、各室の様子がわかるもの（既設のみ）	—
12	居室面積及び備品一覧	・ 部屋及び設置階ごとの面積別室数 ・ 事業所の平面図に示された用途・ 面積と記載を一致させてください。 ・ その他の注意事項は「参考様式 4 設備等一覧」のとおり。 ※居間及び食堂については、ロッカーや棚など無関係のものを設置する場合、当該スペースは面積から除外します。（サービス提供時に利用者が直接使用するテーブルや椅子などについては面積からの除外は不要）	参考様式 4
13	土地・建物に係る権利関	・ 公図	—

	係が明らかにできる書類（登記簿謄本、賃貸借契約書の写しなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物登記簿謄本 ・借地・売買契約（確約）書の写し等 	
14	土地利用・建築に関わる関係機関との協議状況	・宅地開発事業計画相談書	所定の様式(写し)
		・宅地開発事業計画相談結果通知書	所定の様式(写し)
		<ul style="list-style-type: none"> ・その他、関係課との相談状況を ※開発指導課へ相談の上、必要に応じ関係課にご相談ください。	任意様式
15	建築基準法及び消防法上の検査済み証の写し	※既設の建物のみ。	—
16	非常災害に関する具体的な計画		任意様式
17	損害賠償保険証の写し	※既設の建物のみ。	—
18	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する事業に係る従業者全員（管理者含む）について記入してください。 ・資格が必要な職種は、資格証等の写しを、氏名を記載した順に揃えて添付してください。 ・就業規則（就業規則が無い場合は、従業員の勤務時間等の定めがわかるもの）を添付してください。 ・その他の注意事項は「参考様式1 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」のとおり。 	参考様式1
19	管理者・主な職員の経歴書、資格証を必要とする職歴については資格証の写し、介護支援専門員一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証の写しは原本証明してください。 ・管理者・主な職員（介護支援専門員等）の経歴書については、参考様式2の項目のとおりに記載してください。 当該事業に関する資格を有する場合は、併せて記載してください。 ・介護支援専門員については、参考様式7の項目のとおりに記載してください。 	参考様式2 参考様式7
20	職員の研修計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対してどのような研修を実施するのか具体的に記載されたもの。 	任意様式
21	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・次の内容について、具体的かつわかりやすく定めてください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営方針 2 従業員の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 5 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用 	任意様式

		<p>料その他の費用の額</p> <p>※利用料その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。</p> <p>6 通常の事業の実施地域</p> <p>7 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>8 緊急時等における対応方法</p> <p>9 非常災害対策</p> <p>10 その他運営に関する重要事項</p>	
22	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<p>・次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。</p> <p>1 利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）・担当者の設置</p> <p>2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <p>3 その他参考事項</p>	参考様式 5
23	指導監督の状況報告	<p>・指導監督の結果通知書及び改善報告書の最新のものの写し（添付資料を除いた本文のみ）。</p>	—
24	利用者との契約書及び重要事項説明書		任意様式
25	利用者負担金の一覧		任意様式
26	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	<p>・利用者の病状の急変、その他必要な場合に円滑な協力を得るため、医療機関（歯科医療機関）との間であらかじめ取り交わした契約書・同意書等の写し。</p> <p>・次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。</p> <p>1 緊急時の対応等のための連携・支援体制</p> <p>2 その他参考事項</p>	任意様式
27	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要	<p>・利用者のサービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等のバックアップ施設との間であらかじめ取り交わした契約書・同意書等の写し。</p>	—
28	近隣住民への説明状況	<p>・応募にあたっての近隣住民の方や自治会への説明状況がわかるもの。</p> <p>・計画に対する同意書があれば添付してください。</p>	任意様式

【開設提案に係る提出書類一覧】

No.	項目	内容	様式
I	開設提案書	・本件に応募された理由、事業運営に対する基本的な考え方についてなど	別紙様式 2
II	事業計画書	・事業計画書（別紙様式 3） ・事業開始から 3 年間の利用者の見込（任意様式） ※当初から 100%の稼働率をめざすのではなく、職員の習熟度などを勘案し、計画的な利用者数見込としてください。	別紙様式 3 任意様式
III	収支予算書	・事業開始から 3 年間の収支見込 （介護報酬等は現行制度によります。） ※当該年度赤字の場合は黒字に転換するまで作成してください。	任意様式
IV	資金計画書	・資金需要（事業費、借入金返済、運転資金等） ・資金調達（自己資金、寄付金、借入金等） ・借入金返済計画 ※建設資金と事業運転資金とは別々に作成してください。 ※併施設等の計画で人員等が兼務の場合は同じものを提出してください。ただし、複合施設などで今回の応募に関係のない施設がある場合は、面積按分などにより、適正な額とする必要があります。	任意様式
V	開設までのスケジュール	・工事から開設までのスケジュール	任意様式 A 4 版

注 意 事 項

- (1) 申請書の記載内容を登記簿謄本(履歴事項全部証明書)で確認すること。
申請者の所在地、名称、役職、代表者名、代表者の住所、代表者印の確認。
- (2) 定款の目的欄に指定を受けようとする事業名が記載されているか。
- (3) 付表
 - ア 事業名、住所が申請書と同一か。
 - イ 事業者の職種・員数が従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式 1）に記載されている人数と同一か。
 - ウ 協力医療機関の契約書の添付確認。
 - エ その他事業ごとに若干付表の記載内容が違うので確認すること。
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
管理者、その他事業によって必要な職種の勤務形態が基準に合致しているか。
- (4) 運営規程
料金、人員等内容と届出書と整合性があるか、また記入されている内容が運営基準上適切な内容か。

- (5) 添付資料に漏れないか。

地域密着型サービス事業の公募における平面図等の記載内容

(1) 位置図（都市図）

方位、道路（進入路）、目標となる地物

(2) 配置図

縮尺、方位、敷地境界線、道路境界線、道路名称、道路幅員、敷地内及び境界線内外の高低差、敷地内の建築物の位置、建築物と境界線までの距離、擁壁の位置、外構計画（避難経路を含む）、井戸の位置、浄化槽の位置、排水経路

(3) 各階平面図

縮尺、方位、間取、各諸室の名称、壁・開口部の区別、施設区分図、各階の床面積、各諸室の面積（一部有効面積）「一覧表でも可」、廊下幅の寸法（有効）、階段幅の寸法（有効）、EVの位置、手すりの設置表示、構造種別の表記（耐火構造物、準耐火構造物、その他の種別）

(4) 居室図面（各居室の拡大図）

縮尺、居室の面積（有効）、壁、扉開口部（有効）、窓開口部（有効）、手すり等の設置表示、居室内にトイレ・洗面・クローゼット等の設置予定があればそれらの配置、寸法、開口部（有効）

※居間及び食堂について

居間及び食堂については、ロッカーや棚など無関係のものを設置する場合、当該スペースは面積から除外します。（サービス提供時に利用者が直接使用するテーブルや椅子などについては面積からの除外は不要です。）

◇関係法令・指定基準等のWebサイト

(1) 厚生労働省Webサイト <http://www.mhlw.go.jp>

(2) 独立行政法人 福祉医療機構（ワムネット）Webサイト
<http://www.wam.go.jp>

(3) 市川市Webサイト（福祉政策課）
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/wel01/1111000166.html>

<問合せ先>

市川市福祉部 福祉政策課

〒272-8501

市川市八幡1-1-1 (市役所第1庁舎3階)

電話 047(712)8546 (直通)

E-mail: koreishashisetsu@city.ichikawa.lg.jp